

佐賀県告示第88号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年10月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

その(1)

1 名称

鳥栖・三養基特定猟具使用禁止区域

2 区域

三養基郡みやき町大字東尾の県道北茂安三田川線と町道白石西尾線との交点を起点とし、同町道を北へ進み同町簔原と同町白壁の境界との交点に至り、同境界に沿って北東へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北東へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を南へ進み県道北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(2)

1 名称

白石特定猟具使用禁止区域

2 区域

杵島郡白石町大字東郷の六角川堤防と国道207号との交点を起点とし、同国道を南へ進み県道武雄福富線との交点に至り、同県道を東へ進み町道築切北川線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道干拓線との交点に至り、同町道を北西へ進み国道207号との交点に至り、同国道を南西へ進み町道廿治大井線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道大井中線との交点に至り、同町道を北西へ進みＪＲ長崎本線との交点に至り、同ＪＲ線を北東へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道網代伊ヶ代線との交点に至り、同町道を北西へ進み農道白石西2-35号線との交点に至り、同農道を北東へ進み町道網代線との交点に至り、同町道を北東へ進み県道武雄福富線を横断し町道西郷線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道西郷第1号線との交点に至り、町道西郷線を南東に進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進みＪＲ長崎本線を横断し町道船津線との交点に至り、同町道を北東へ進み六角川堤防に至り、同堤防を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類
銃器